

国分寺市自治基本条例(案)パブリック・コメントで出された意見への対応

該当する条	推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出された意見要旨	意見に対する考え方	議会提案
前文	<p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。そして、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化などさまざまな分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。</p> <p>私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。</p>	<p>自治基本条例は最高規範でありながら、人権・議会がはいつておらず、その体裁をなしていない。市長の仕事は、市民を護ることである。議会に関することは、議会に作ってもらえばよいのでは。</p> <p>人権については、前文に入っているが本文にない。日本国憲法でも、戦争の放棄は、前文に入っていて、第9条も設けられている。</p> <p>人権等に関して中立的な機関が必要ではないか。</p>	<p>*「基本的人権」については、憲法において明確に規定されているため、個別条文に謳わないこととしました。ただし、市民の重要な権利であるため、前文に謳うこととしました。前文の規定は、すべての条文にかかる理念であることから、「人権の尊重は」重要なものとして捉えています。</p> <p>*人権に関する中立的機関の設置は、市単独で設置することは困難であると考えます。</p>	<p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。そして、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。</p> <p>私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。</p>
(目的) 第1条	<p>第1条 この条例は、国分寺市における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。</p>		<p>*「国分寺市」の次に「市」と読替規定を入れる。</p>	<p>第1条 この条例は、国分寺市(以下「市」といいます。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。</p>
第1章 総則	<p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、学び、又は活動するものをいいます。</p> <p>(2) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。</p>	<p>(1) 市民 市内に住み、働き、学び、又は活動するものをいいます。...の「住み、働き、学び」は、orでつながってるのか、andでつながってるのか、どちらにも解釈できそうです。より明確な記述に変更してはどうでしょうか？</p> <p>また「活動」というのもいくらでも解釈可能です。たとえば「消費(購買)活動」することもここにいう「活動」に含めるといっていいのでしょうか？極端な例だと「不法活動」も活動のうち、ともいえそうです。「活動」の定義をあえて、きわめてゆるやかに解釈しようとするものならそれはそれでとても見識の高いことだと思います。とはいえ、ここは「定義」の条項なので、条例案策定過程でこの条文がどのような検討をたどったものか気になります。さらにいうと「もの」は個人あるいは法人を問わないのでしょうか？</p> <p>「協働」の定義として、次のような表現のほうがより責任と役割の明確化が示されるのではないかと。</p> <p>例 共通の目的の実現やまちづくりの課題解決のために、それぞれの役割を尊重し、自覚と責任のもとに協力して取り組む事。</p> <p>「協働」においては市民と市が対等の立場で...とあるが、そもそも対等と言うことはありえないと考えるが、対等の意味は何か。</p>	<p>* 提出意見を検討した結果、「市民」の定義は明確にする必要があることから、次のように修正しました。</p> <p>(1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。</p> <p>(2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。</p> <p>(3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び事業者等(以下「市民等」といいます。)と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。</p> <p>* 制度上、住民の福祉の向上や社会の秩序を維持するため、市が市民に対し公権力を行使し、市民を規律、規制するという意味では対等の立場ではないが、市民と市が協働する場合においては、「対等の立場であること」が前提となると考えています。「対等の立場で能力を分かち合う」ことが、それぞれの役割を相互に認識することになり、共通の目的の実現に向けて協力して取り組んでいけるものと考えます。よって原案のままとします。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。</p> <p>(2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。</p> <p>(3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び事業者等(以下「市民等」といいます。)と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。</p>
第2章 基本理念	<p>第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的、自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、市民の知る権利を保障し、参加と協働を推進します。</p>		<p>* 基本理念は原案どおりとする。(一部文言修正)</p>	<p>第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。</p>

		推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案	
第3章 参加と協働	第1節 参加と協働	(参加の権利) 第4条	第4条 市民は、年齢、性別にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。 2 市民は、参加又は協働をしないことによって不利益な扱いを受けることはありません。	参加の権利と「参加」のみの表現となっているがこの「参加」には「協働」も含まれているのか。なぜなら、第2項では、「市民は参加または協働をしない事によって、不利益な…」と「参加」「協働」と並列になっている。	*この条は、参加の権利を規定したものであるため、第2項で「協働」も含めて規定することの整合が図れないことから、第2項は別に条立てし、第7条の次に第8条として加え、以下1条ずつ繰り下げることにしました。	第4条 市民は、年齢及び性別にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。 2 市民は、参加又は協働をしないことによって不利益な扱いを受けることはありません。
		(参加と協働における市民等の責務) 第5条	第5条 市民は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては自らの言動に責任を持つように努めます。		*定義修正により、見出しも含め、「市民」を「市民等」に改める。	(参加と協働における市民等の責務) 第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つように努めます。
	(参加と協働の推進) 第6条	第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。 (1)基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画(以下「基本構想及び基本計画等」といいます。)の策定 (2)市政の基本的な政策に関する条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。) (3)市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入 (4)重要な市の施設の設置及び運営に関する方針又は計画の策定		*定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。	第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。 (1)基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画(以下「基本構想及び基本計画等」といいます。)の策定 (2)市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。) (3)市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入 (4)重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定	
	(参加と協働の方法) 第7条	第7条 市は、前条に定める参加を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。 (1)市の附属機関への委員としての参加 (2)公聴会、説明会、懇談会等への参加 (3)個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加 (4)パブリックコメントへの参加 (5)アンケート調査その他必要と認める方法への参加 2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。	「まちづくりセンター」は協働事業であると理解しているが、その他必要と認める方法への参加に該当する事業か。	*第6条の協働の推進の条文を受けた形で、第2項で市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図る旨を規定しています。よって、協働の方法の一つであると考えます。	第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。 (1)市の附属機関への委員としての参加 (2)公聴会、説明会、懇談会等への参加 (3)個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加 (4)パブリックコメントへの参加 (5)アンケート調査その他必要と認める方法への参加 2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。	
	(参加と協働における不利益取扱い) 第8条			*参加又は協働しないことだけでなく、参加又は協働することによっても同様に規定する必要があると考える。 「第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。」とする。	第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。	
	(協働のための基盤整備) 第9条	第8条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティに対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。			第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。	
	(地域コミュニティ) 第10条	第9条 市民は、地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。		*定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。	第10条 市民等は、地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。	
	第2節 住民投票	(住民投票) 第11条	第10条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。		*定義修正により、「市民」を「住民」に改める。	第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。

		推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案
第3章 参加と 協働	第3節 自治推進 市民委員 会	<p>第11条 この条例による自治の推進を図るため、市長の附属機関として国分寺市自治推進市民委員会(以下この条及び次条において「委員会」といいます。)を置きます。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用、改正等に関する事項について審議し、答申するほか、市長に対し建議することができます。</p> <p>3 市長は、委員会の答申又は建議を尊重しなければなりません。</p> <p>4 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から市長が委嘱します。</p> <p>(1) 公募により選出された市民 4人以内</p> <p>(2) 市内の公共的団体の代表者 4人以内</p> <p>(3) 識見を有する者 2人以内</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。</p> <p>7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。</p> <p>8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。</p>	<p>第4項(2)市内の公共的団体の代表は、委員会の設置目的に合致する団体とその代表を選ぶよう要望する。</p> <p>自治推進委員会の構成メンバーの市民枠だが、過半数(3分の2)を公募枠にすべきである。また、自治体の憲法となる性格上、独立した機関にすることが望ましい。</p> <p>多くの市民公募の人がいてほしいと思います。附属機関という性質上、あまり人を増やせないのであれば、例えば、市民公募4人ではなく、市民公募と公共的団体合わせて8人とする。私たちの提案は合計15人だった。再考願いたい。</p>	<p>* 公共的団体を入れた理由は、従前から協働を実践してきた団体であり、その実績を活かして自治の推進の担い手の一つとなってもらう必要があると考え、公募市民と分けて規定しました。また当該団体も市民の定義の範囲内でもあり、原案のままとします。</p> <p>公共的団体とは何を想定しているか、整理しておく必要があると考えます。</p> <p>例:従来からの公共的団体(商工会、農協、社会福祉協議会)、にPTA、青年会議所、防災推進地区の自治会などを加えて、範囲を広く考えていきます。</p>	<p>第12条 この条例による自治の推進を図るため、市長の附属機関として国分寺市自治推進市民委員会(以下この条及び次条において「委員会」といいます。)を置きます。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用、改正等に関する事項について審議し、答申するほか、市長に対し建議することができます。</p> <p>3 市長は、委員会の答申及び建議を尊重しなければなりません。</p> <p>4 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から市長が委嘱します。</p> <p>(1) 公募により選出された市民 4人以内</p> <p>(2) 市内の公共的団体の代表者 4人以内</p> <p>(3) 識見を有する者 2人以内</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。</p> <p>7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。</p> <p>8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。</p>
		(委員会 の会議 等) 第13条	<p>第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。</p> <p>4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができます。</p> <p>5 委員会の会議は公開とします。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができます。</p> <p>6 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理します。</p>	<p>委員会の会議等の規定は、条例外に規定してはどうか。</p>	<p>* 一般的な附属機関の設置条例では、ここまで詳細に定めることはないのですが、このような意見が提出されたら推察できますが、国分寺市においては附属機関の設置条例の規定の仕方は、これが標準的な形式(国分寺方式)であり、原案のままとします。</p>
第4章 情報の 共有等	(情報の共有) 第14条	<p>第13条 市は、参加及び協働を推進するため、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民と情報の共有を図らなければなりません。</p>		<p>* 定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。</p>	<p>第14条 市は、参加及び協働を推進するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。</p>
	(情報公開) 第15条	<p>第14条 市民は、市が保有する情報の公開を求める権利を有します。</p> <p>2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進しなければなりません。</p>		<p>* 定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。</p> <p>* 情報公開条例でいう「何人も」とは、「個人であると法人又は権利能力なき社団であると問わない。」</p>	<p>第15条 市民等は、市が保有する情報の公開を求める権利を有します。</p> <p>2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進しなければなりません。</p>
	(説明責任) 第16条	<p>第15条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民にわかりやすく説明する責任があります。</p>		<p>* 定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。</p>	<p>第16条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。</p>

		推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案
	(個人情報の保護) 第17条	第16条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。 2 市民は、別に条例の定めるところにより、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。 3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況及び原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。		* 個人情報保護条例第14条・19条・22条・25条でいう「何人」とは、「各実施機関が保管をしている個人情報の主体となる自然人を指す。」としていることから、この条の「市民」は原案のままとする。 * 第2項の「別に条例の定めるところにより、」は、削る。 * 「状況及び原因を究明する」を「状況を調査し、原因を究明する」に修正する。	第17条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。 2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。 3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。
第5章 議会の役割と責務	(議会の責務)	削除 第17条 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的な議会運営に努め、市民の負託に応えてその機能を十分に果たさなければなりません。 2 議会は、市民に対しその保有する情報を迅速かつ適切に公表し、市民と情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。	議会と議員に関するものがないのは、自治基本条例とは言えません。議会とも十分協議して必ず載せてください。 「自治基本条例」と称するならば、議会の役割・責務を定める必要がある。地方分権の進展に伴う地方自治体の自己責任の増大により議会の責任が格段に重くなること及び夕張市の財政破綻の反省を踏まえ、議会の政策意思決定と市政を監視・牽制する役割・期待がより一層重要になることも助案すれば、市議会を市の自治の基本に位置づけるのは極めて当然のことである。 議会に関する条項が入っていないがどうか。議会で議論され追加提案されるのであろうか。 議会に関する条項を入れるべきである。 議会は、地方自治体の基本であり、議会を拘束することが問題ならば、位置づけぐらいいれるべきではないか。協働をうたうならば、「議会」もいれるべきである。「議会」を入れて議会へ提出し、議会で議論すべきである。「拘束」というが、教育委員会のことは(条文で)拘束しており、そのことと矛盾していると思う。 議会のところが完全に抜け落ちてしまったのは、残念です。せめて项目的なところだけでも残してほしいです。	* 提出意見の趣旨は、十分理解できます。「市民主権を基本とする自治の実現を図る」ためには、団体としての市の構成要素である市民、議会、執行機関に関する条文が規定されることで、本来の「自治基本条例」としての性格をもつことができると考えます。よって、「議会」の章については、議長に検討を依頼しているところです。 補足:提案時には、議会運営委員会において「議会」の条文に関しての検討が行われています。	
	(議員の責務)	削除 第18条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行するとともに、その内容について市民へ説明する責任を十分に果たさなければなりません。			
第5章 執行機関の役割と責務	(市長の責務) 第18条	第17条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の原則を遵守して市政を推進しなければなりません。 2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。			第18条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。 2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。
	(市長等の就任時の宣誓) 第19条	第18条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。		* 「市民」のままとする。	第19条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。
	(行政委員会の役割と責務) 第20条	第19条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。 2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。	第19条(行政委員会の役割と責務)と第20条(教育委員会の役割と責務)を別個に設けていることは評価できる。		第20条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。 2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

	推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案	
(教育委員会の役割と責務) 第21条	第20条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実に努めるとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。	教育委員会が「文化の発展に寄与する」とあるが、文化の関することは教育委員会の専任事項としてはどうか。文化コミュニティ課所掌の文化との整理を。 教育委員会の役割・責務を定めるのであれば、今後教育委員会に一層求められる自立性、主体性、民意の反映に関する改善に努力することを義務づけるような条文にすべきである。	* 教育委員会の所管事項と市長部局の所管事項とのすみ分けは分掌事務において整理していきます。 * 教育委員会においても前条で定めるとおり、この条例の基本理念に基づいて運営されることを定めています。	第21条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実に努めるとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。	
	第21条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。		* 「市民」のままとする。	第22条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。	
	第22条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。	「全体」という表現は曖昧で適切でない。「全体」の意味がわかる具体的に明確な表現にすべきである。法律に規定されているならそれを表示する。	* 「全体の奉仕者」の規定は、憲法第15条第2項及び地方公務員法第30条に規定されているため、他の表現に変えるものではありませんが、逐条解説では具体的に説明を加えることとしました。	第23条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。	
第6章 市政運営	(市政運営の基本原則) 第23条	第23条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。	市政運営の基本原則の中に出資団体についての規定も必要ではないか。	* この条例に出資団体まで広げて規定する必要はないと考えます。(出資団体の運営原則については、当該団体が独自に定めるべきものである。)	第24条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。
	(計画的な市政運営) 第24条	第24条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。			第25条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。
	(財政運営) 第25条	第25条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。	過大なる単価、過剰な金額による支出を防ぐためにも、資料のそろっている決算時に監査を行い、その結果を次年度予算に反映するため、第25条に「決算時に市民による支出金額の監査を行う」という項目を挿入していただきたい。	* 決算時の監査は、地方自治法第233条により制度が規定されています。よって、原案のままとします。(第6条(参加と協働の推進)では「政策の立案、実施及び評価の過程において参加の権利を保障し、」とあり、監査への参加は規定されていません。また監査委員には議員選出の委員が選任されています。)	第26条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。
	(組織編成) 第26条	第26条 市は、市民にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。		* 定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。	第27条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。
	(行政評価) 第27条	第27条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施するものとします。 2 市は、前項の評価結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織の編成等に反映させなければなりません。	行政評価は第三者評価とすべきである。	* 具体的な行政評価の方法については、条例には規定しませんが、外部評価の仕組みを検討していきます。	第28条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。 2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。

	推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案
(意見、要望及び苦情への対応) 第29条	第28条 市は、市民からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより市民の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。	現在設置されているオンブズパーソン制度をより充実したものとしてほしい。 市民の不利益救済に関する中立的期間の設置等を定める必要がある。既存制度の隙間をカバーし、中立的に簡易かつ迅速に対処し不利益を救済する機関(オプスマン制度などの改善等)の設置は、住民自治の観点からも重要であり、この規定が必要である。 行政行為によって市民が不利益を受けた場合の市民の権利擁護に関する規定を追加すべきである。 具体的には、第2条(定義)に市応答者の資格等を明確にし、さらに第28条に第2項としてオンブズパーソン等の第三者機関を設け、ここで公平な立場で裁判以外で市民の救済を行う旨を明記すべきです。 修正案:「市は」を「市長等」に、「努めなければなりません」を「努めます」に改め、第2項として「前項において解決が困難な問題については、オンブズパーソン等がこの対応に当たります。」を加える。 第28、第29条については、どのようなことを述べているかわかりにくい。 市のHPオンブズパーソン制度では「市への苦情の解決」とある。であれば、上位条例でこそ「権利の救済制度を設ける」など規定すべきではないか。 三鷹市では、オンブズ・パーソン制度の条例があるのに、自治基本条例にも盛り込んでいる。	* 国分寺市オンブズパーソン条例で設置されているオンブズパーソン制度をさらに活用していくことにより、市民の権利擁護に努める旨を第2項に規定しました。	(意見、要望及び苦情への対応) 第29条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。 2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。
(公益の損失の防止) 第30条	第29条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、市民の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。	公益通報に関する規定を盛り込むべきである。内部告発を処理する中立的機関の設置及び内部告発者(市職員、業者等)の身分の保障等に関する規定を設けるべきである。	* 平成19年第2回定例会に「国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を提案し、議決されたため、原案のままとします。	第30条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。
(国及び他の自治体との関係) 第31条	第30条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。			第31条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。
(国際化への対応) 第32条	第31条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。 2 市は、市民とともに国際交流の推進に努めるものとします。		* 定義修正により、「市民」を「市民等」に改める。	第32条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。 2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。
第7章 最高規範	(最高規範) 第33条	第32条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するように努めなければなりません。		第33条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するように努めなければなりません。
第8章 委任	(委任) 第34条	第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。		第34条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

		推進本部最終原案(パブリック・コメント時)	提出意見要旨	討議事項及び内容	議会提案
附 則	(施行期日)	1 この条例は、平成19年11月3日から施行します。			1 この条例は、平成19年11月3日から施行します。 第3回定例会において継続審査となったため、次のように条文を訂正しました。 1 この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
	(経過措置)	2 この条例の施行の際、現に存する条例、規則等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。	経過措置ではなく、他の条例との整合性は速やかに図るべき。	*「速やかに必要な措置を講じなければなりません。」と規定しています。	2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。